

西尾市ごみステーション設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西尾市内でアパート・マンション・社宅等（以下「共同住宅等」という。）の新築、宅地造成及び人口構造の変化等に伴い、ごみステーションの利用を予定する者に対して指針を定めることにより、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 アパート・マンション・社宅等の建造物をいう。
- (2) ごみステーション 一般廃棄物処理計画で定めるところにより家庭系一般廃棄物及び資源物を排出するために設置される集積場所をいう。
- (3) 専用ステーション 当該共同住宅等に付帯する専用のごみステーションをいう。
- (4) 事業者 共同住宅等の建築又は宅地造成（2戸以上）の工事の施工者をいう。また、完成後は、管理者又は所有者をいう。

(協議)

第3条 ごみステーションの利用（新設・移動含む）を予定する町内会又は事業者は、必ず事前に市と協議を行うものとする。また、事業者は、併せて利用予定場所の町内会とも協議を行うものとし、ごみステーション事前協議報告書（様式第1号）を市に提出しなければならない。

(申請)

第4条 西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第7号）第28条に定める管理者は、前条に定める協議が終了した後、使用開始14日前までに、町内会は、ごみステーション新設等の申請書（町内会）（様式第2号）を、事業者は、ごみステーションの新設等の申請書（共同住宅等）（様式第3号）を市に提出しなければならない。

(ごみステーションの設置)

第5条 ごみステーションは、原則として次に掲げる場合に設置することができる。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

区 分	ごみステーション設置基準
可 燃	20戸以上
不 燃	50戸以上
資 源	1町内会に1つ

(ごみステーションの設置場所)

第6条 ごみステーションを設置する場所は、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) ごみ収集車(4トン車)が通行可能であること。
- (2) 収集作業に支障がなく、かつ安全な場所であること。
- (3) 収集車両の横付けが可能であること。
- (4) 収集車両が後退運転を行うことなく収集作業が可能な場所であること。

(ごみステーションの形態)

第7条 ごみステーションは次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、その限りではない。

- (1) 間口が道路に接していること。
- (2) 収集作業に支障がないこと。
- (3) 開き戸をつける場合は、開閉に支障がないこと。
- (4) ごみのごみステーションの敷地から、はみ出さない程度の大きさとする。

(ごみステーションの管理)

第8条 ごみステーションの管理は、当該ごみステーションの利用者、または事業者が、その責任において行うこと。

(事業者の責務)

第9条 事業者は共同住宅等の入居者から排出されるごみが、適切に処理される環境を関係者と協議し、整えなければならない。

2 事業者は共同住宅等の入居者に対し、家庭ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を周知しなければならない。

(専用ステーションの管理者責務)

第10条 専用ステーションを設置する場合、事業者は、次に掲げる事項の遵守に努めること。ただし、当該物件のごみ等の収集を市に依頼しないときは、この限りではない。

- (1) 常に専用ステーション及びその周辺の清潔を保持すること。

- (2) 収集作業に支障が生じないように専用ステーション及びその周辺を管理すること。
- (3) 不法投棄されないように防止策を講ずること。
- (4) 市による啓発指導に協力をすること。
- (5) 事業者に変更がある場合、速やかに専用ステーション事業者変更届（様式第4号）を市へ提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。